

茅ヶ崎市告示第96号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和8年10月1日から施行します。

この告示は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通知する建築物について適用します。

建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について（平成28年茅ヶ崎市告示第218号。以下「旧告示」という。）は、令和8年9月30日限り廃止します。ただし、施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項又は第4項の規定により計画を通知する建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものは旧告示によるものとします。

令和8年3月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとする。ただし、法第7条の3第1項第1号に規定する工事の工程を含む建築物、法第68条の20第1項に規定する認定型式部材等に係る建築物又は法第85条第6項若しくは第7項の規定による許可を受けた建築物を除く。

- (1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第16条第1項に規定するもの（国、都道府県及び建築主事を置く市が所有し、又は管理するものを含む。）
- (2) 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅の用途の部分（兼用住宅については、住宅の用に供する部分に限る。）の階数が2以上又は当該部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物

2 特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる中間検査を行う建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。この場合において、建築物が2以上ある場合にあっては各建築物の構造に応じ各建築物ごとに、一の建築物の工区を分ける場合にあっては当該建築物の構造に応じ各区分ごとに、同様とする。

中間検査を行う 建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が木造 (在来軸組工法又は 桝組壁工法)	屋根の小屋組工事及び構造耐力 上主要な軸組の工事並びに桝組 壁工法にあつては耐力壁の工事 の工程	構造耐力上主要な軸組及び耐力 壁を覆う外装工事(屋根ふき工 事を除く。)並びに内装工事の 工程
主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて 工事を施工する階の建方工事の 工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を 覆う耐火被覆を設ける工事、壁 の外装工事(屋根ふき工事を除 く。)及び内装工事の工程
主要な構造が鉄筋コ ンクリート造(壁式 鉄筋コンクリート造 を含む。)	階数が1の場合は屋根版及びこ れを支持するはりの配筋工事、 階数が2以上の場合は鉄筋コン クリート造の部分において、そ の最下階から数えた階数が2の 主要構造部である床版及びこれ を支持するはりの配筋工事の工 程	特定工程の配筋を覆うコンクリ ートを打ち込む工事の工程
主要な構造が鉄骨鉄 筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて 工事を施工する階の建方工事の 工程	構造耐力上主要な部分の鉄骨を 覆うコンクリートを打ち込む工 事の工程

令和 8 年 3 月 31 日
茅ヶ崎市 都市部 建築指導課

「建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定について」(告示)
の改正について

1. 改正の趣旨

(1) 中間検査の対象建築物の見直し

令和 7 年 4 月 1 日施行の建築基準法の改正により、建築確認の審査・検査において、構造規定などの一部の審査が省略される特例制度（審査省略制度）の規模が縮小されました。

これにより、構造等の安全性審査の規模が、現行は階数が 3 以上又は述べ面積 500 m² 超であったものが、改正により階数が 2 以上又は述べ面積が 200 m² 超（新 2 号建築物）となるため、本市が定める中間検査の対象建築物も、同様の見直しを行うものです。

(2) 中間検査の対象建築物から除かれるもの見直し

次のア～ウは、中間検査の対象から除いていましたが、改正告示より中間検査の対象とします。

ア 計画通知

令和 6 年 11 月 1 日施行の建築基準法の改正により、これまで特定行政庁のみが行っていた計画通知の審査・検査が、民間指定確認検査機関でも可能となりました。これに伴い、一般建築物との制度運用の整合を図るため、計画通知も中間検査の対象とします。

イ 住宅性能評価書の交付を受ける建築物

建築基準法による中間検査と、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）による住宅性能評価では、検査の目的や項目が異なるものであり、品確法に関わらず、建築基準法に基づく検査を確実に行う必要があることから、住宅性能評価書の交付を受ける建築物も中間検査の対象とします。

○中間検査（建築基準法）：すべての建築物が守るべき「最低限の基準（安全性）」に適合しているかを確認する行政的強制力のある検査

○住宅性能評価（品確法）：契約に基づき、住宅の「性能（品質）」がどのレベルにあるかを評価する任意の制度

ウ 附属建築物

附属建築物も新 2 号建築物の規模で申請されることがあるため、中間検査の対象とします。

(3) その他

改正告示の「1 中間検査の対象建築物」については、神奈川県と同一の内容で改正を行いました。また、「2 特定工程及び特定工程後の工程」の表についても、主たる内容に変更はありませんが、表記を神奈川県と同一に修正しました。

2. 改正の概要【中間検査の対象建築物の見直し】

No.	【現行】 (令和8年9月30日まで)			【改正】 (令和8年10月1日から)	
	対象	概要		対象	概要
1	定期報告対象建築物	建築基準法施行令第16条第1項に規定する定期報告を必要とする建築物（劇場、百貨店、ホテル、病院など）	⇒	【見直しなし】 定期報告対象建築物	建築基準法施行令第16条第1項に規定する定期報告を必要とする建築物（劇場、百貨店、ホテル、病院など）
2	階数が <u>3以上</u> の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・構造は限定しない ・用途は<u>限定しない</u> ・新築、増築、改築に限る 	⇒	【見直しあり】 階数が <u>2以上又は200㎡を超える</u> 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・構造は限定しない ・用途は<u>一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿又は兼用住宅</u> ・新築、増築、改築に限る
3	建築主が居住しない <u>一戸建ての住宅</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造は限定しない ・規模は限定しない ・新築に限る 	⇒	【見直しあり】 <u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
4	ただし、次に掲げる建築物を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・認証型式の建築物 ・仮設建築物 ・計画通知 ・住宅性能評価書の<u>交付を受ける建築物</u> ・<u>附属建築物</u> 	⇒	【見直しあり】 ただし、次に掲げる建築物を除く	<ul style="list-style-type: none"> ・認証型式の建築物 ・仮設建築物 ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u>

3. 改正告示の公布日：令和8年3月31日 施行日：令和8年10月1日